

千 葉 市

ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画
(案)

平成28年〇月

千 葉 市

目 次

ページ

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1

第2章 ホームレスの現状

1 全国の状況	3
2 千葉県の状況	3
3 千葉市の状況	4
（1）概数調査	4
（2）千葉市におけるホームレスの生活実態	5

第3章 ホームレス施策の実施状況と評価

1 実施計画における取り組みと評価	9
（1）ホームレスの継続的把握	9
（2）生活に関する相談・援助等	10
（3）安定した居住の場所の確保	11
（4）保健及び医療の確保	12
（5）就業の機会の確保	13
（6）緊急的援助	14
（7）緊急一時宿泊事業（シェルター）	15
（8）ホームレスの人権の擁護	15
（9）無料低額宿泊所への対応	16
ア 無料低額宿泊所の状況	16
イ 無料低額宿泊所への対応	19

第4章 第2次実施計画の基本的な考え方

1 基本目標	21
2 視点	21
3 施策の体系	21

第5章 計画を推進する主な取り組み

1 継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援	22
2 安定した住まいの確保	22
3 保健及び医療の確保	23

4	就労自立に向けた支援	・ ・ ・ ・ ・	23
5	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援	・ ・ ・ ・ ・	24
6	緊急的援助	・ ・ ・ ・ ・	24
7	ホームレスの人権擁護	・ ・ ・ ・ ・	25
8	無料低額宿泊所への対応	・ ・ ・ ・ ・	25
9	支援体制の構築	・ ・ ・ ・ ・	26

参考資料 1

	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	・ ・ ・ ・ ・	27
--	-----------------------	-----------	----

参考資料 2

	生活困窮者自立支援法（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	31
--	----------------	-----------	----

参考資料 3

	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（抜粋）	・ ・ ・ ・ ・	38
--	--------------------------	-----------	----

参考資料 4

	ホームレス問題連絡会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	52
--	-----------------	-----------	----

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1 計画策定の趣旨

国では、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号、以下「特別措置法」という。）が施行されました。特別措置法は、平成24年8月に延長され、平成29年8月までの時限立法となっています。

この中では、施策の目標を掲げるとともに、国・自治体の責務や基本方針・実施計画の策定等について規定されています。

また、国は特別措置法を受け、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号、以下、「基本方針」という。）を策定し、直近では平成27年3月に改正されました。

さらに、経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的とし、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が公布され、平成27年4月から施行されました。

この中では、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う自立相談支援事業を含めた各種事業や自治体の責務等について規定されています。

本市では、平成19年3月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」、平成23年4月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、本市の状況に応じた自立支援策を実施してきました。

実施計画を策定した当時、平成23年1月実施の概数調査では、55人のホームレスを確認しました。

実施計画策定後、実施計画を推進する各種施策を実施した結果、市内のホームレスは平成27年8月実施の概数調査では、36人となりました。

一方で、毎年新たなホームレスが確認され、不安定な雇用情勢の中、仕事や住まいを失い、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人が潜在的に数多くいる状況があります。

「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」（以下「本計画」という。）は、国における基本方針の改正や実施計画における施策の推進状況を踏まえ、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を実施し、その自立を総合的に支援するために策定するものです。

2 計画期間

本計画の期間は、国の基本方針に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、期間内においても、ホームレス等を取り巻く社会情勢の急激な変化やその他計画の実施に大きな影響を及ぼす変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

第2章 ホームレスの現状

1 全国の状況

国は、法に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施しています。

平成27年1月実施の調査では、全国のホームレス数は6,541人であり、前回調査（平成26年1月）と比べて967人減少しています。

都道府県別では、大阪府が最も多く（1,657人）、千葉県（245人）は全国で7番目となっています。

また、平成22年1月調査と比較し、減少数が最も多かったのは大阪府の1,681人（平成22年1月調査3,338人、49.6%）減でした。

指定都市別では、大阪市が最も多く（1,527人）、千葉市（36人）は20指定都市の中で、12番目となっています。

また、平成22年1月調査と比較し、減少数が最も多かったのは大阪市の1,333人（平成22年1月調査2,860人、46.6%）減でした。

2 千葉県の状況

平成27年1月実施の調査では、千葉県のホームレスは245人で、その多くは市川市や松戸市等の東葛飾地域や千葉市において確認されました。

表1 県内のホームレス数

（「平成27年1月実施 ホームレスの実態に関する全国調査」）

	市町村名	人数（人）
1	市川市	56
2	千葉市	36
3	松戸市	33
4	船橋市	25
5	習志野市	17
6	浦安市	15
7	市原市	12
7	八千代市	12
7	木更津市	12

※市町村別人数が10人以上確認された市町村

3 千葉市の状況

(1) 概数調査

本市では、夏（８～９月）と冬（１～２月）に概数調査を実施するとともに、ホームレス巡回相談事業（平成２７年度からは生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業）によりホームレスの実態を把握しています。

平成２７年８月実施の概数調査では、千葉市内のホームレス数は３６人となっています。年齢は６０～６４歳が最も多く（１３人）、性別は男性３４人、女性２人、起居場所は公園が１８人、河川敷が８人、道路が８人、駅舎が１人、その他が１人となっています。

表２ 千葉市における概数調査結果の推移

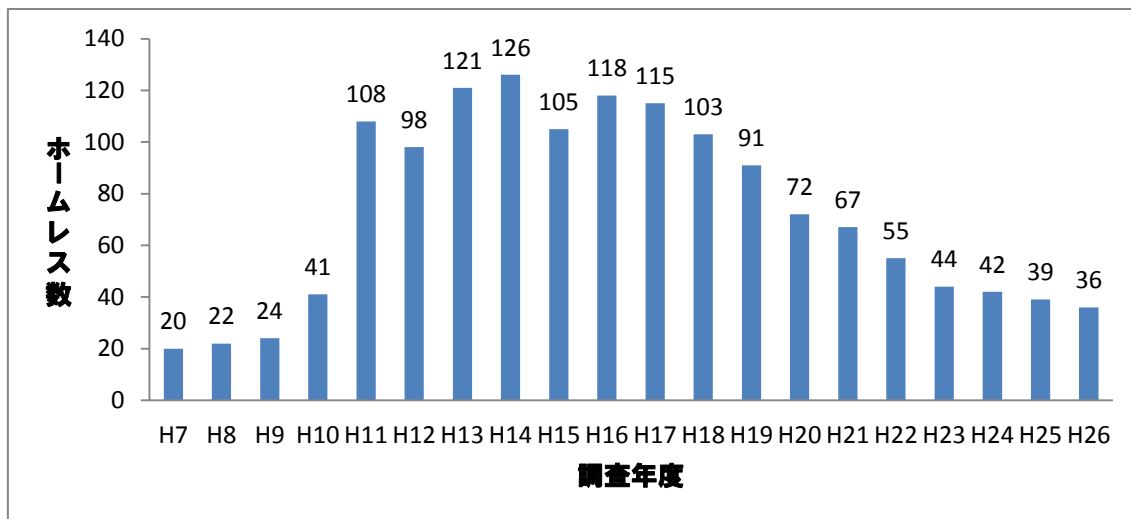


表３ 平成２７年８月実施 概数調査結果

（調査期間 平成２７年８月１７～２８日）

区 名	調査箇所数	ホームレス起居場所	確認数		
			男	女	合計
中 央 区	３３１	赤井町山林他５か所	９	０	９
花見川区	１９４	花見川流域他２か所	３	０	３
稲 毛 区	２２８	J R稲毛駅他１か所	２	０	２
若 葉 区	２７８	桜木緑地他２か所	２	１	３
緑 区	１９１	誉田町	１	１	２
美 浜 区	１６８	浜田川流域他１０か所	１７	０	１７
千 葉 市	１，３９０	２６か所	３４	２	３６

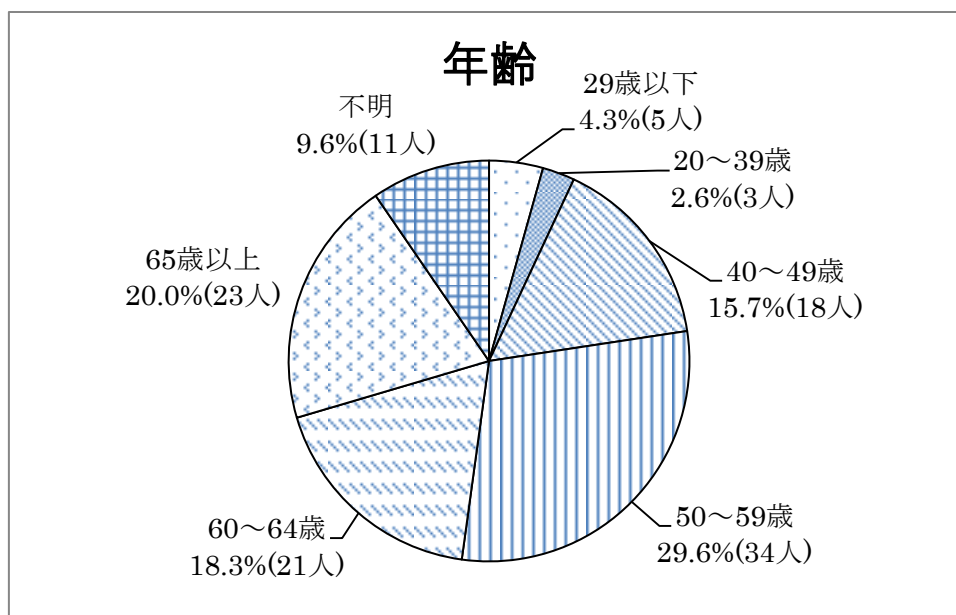
(2) 千葉市におけるホームレスの生活実態

本市では、平成17年度から「ホームレス巡回相談事業」(平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業)を実施しており、巡回や市民等からの情報提供により起居場所へ赴き、個別に面接を行い、実態把握に努めています。平成23年度から平成26年度までの間に、初回面接を実施したホームレス数は、115人(面接拒否を除く)となっています。

ホームレス巡回相談事業で把握した市内のホームレスの状況は、以下のとおりとなっています。

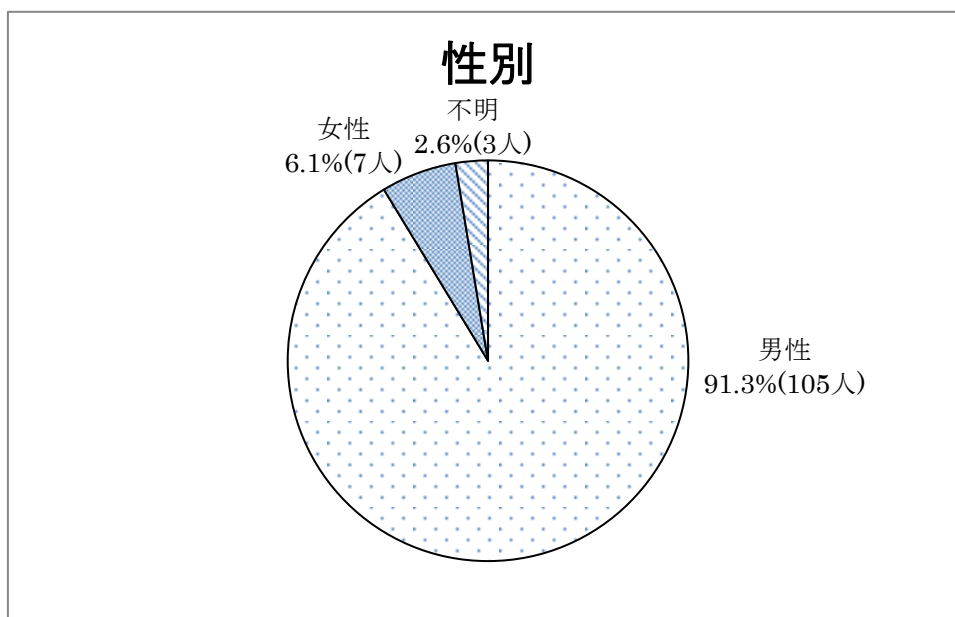
ア 年齢

50歳代が29.6%と最も多くなっています。中高年層(50歳以上)が全体の約68%を占めており、65歳以上の高齢者は20.0%となっています。



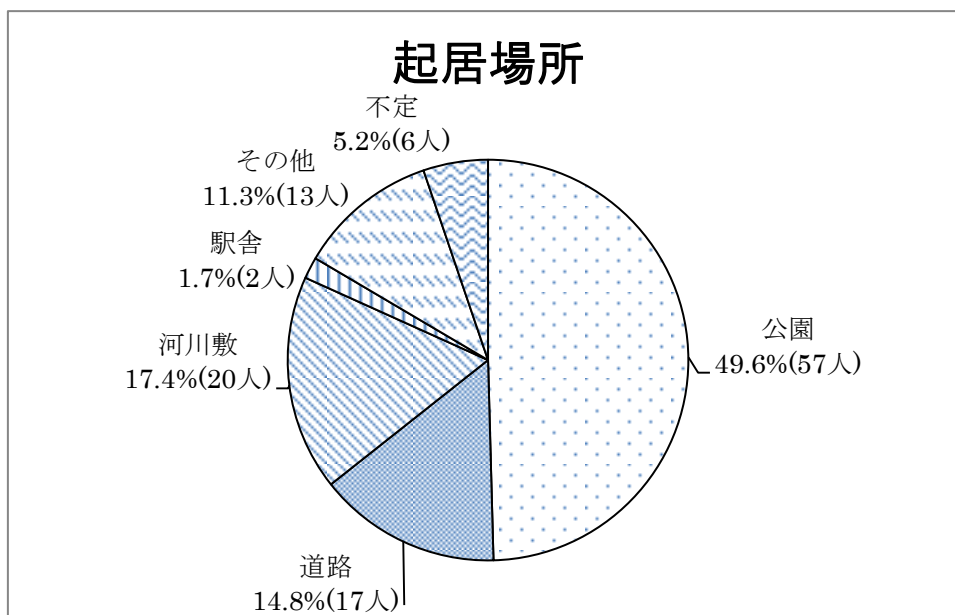
イ 性別

男性が 91.3%とホームレスの大半を占めています。



ウ 起居場所

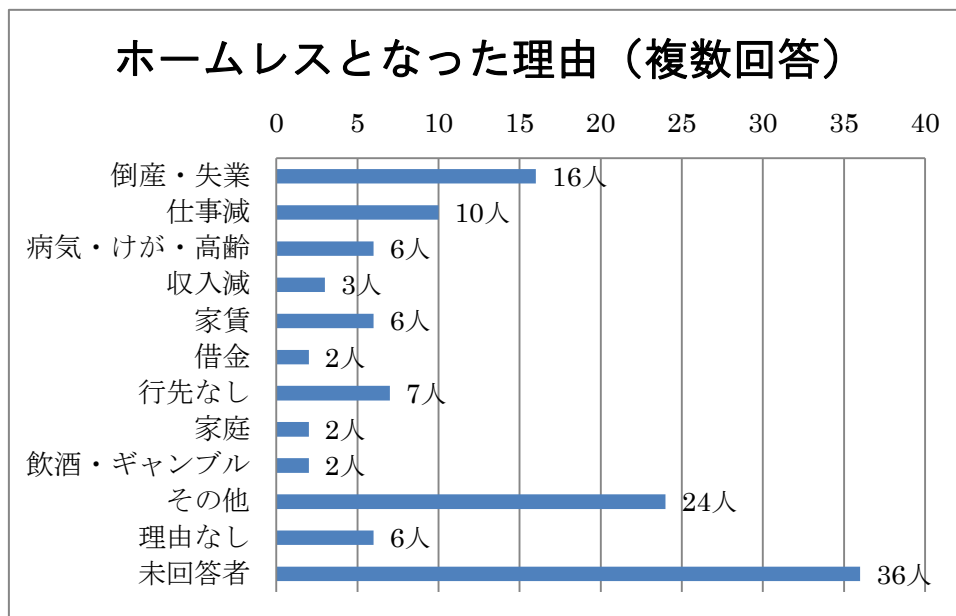
「公園」が 49.6%と半数近くを占めています。「その他」では、山林やビルの軒下がありました。



エ ホームレスとなった理由

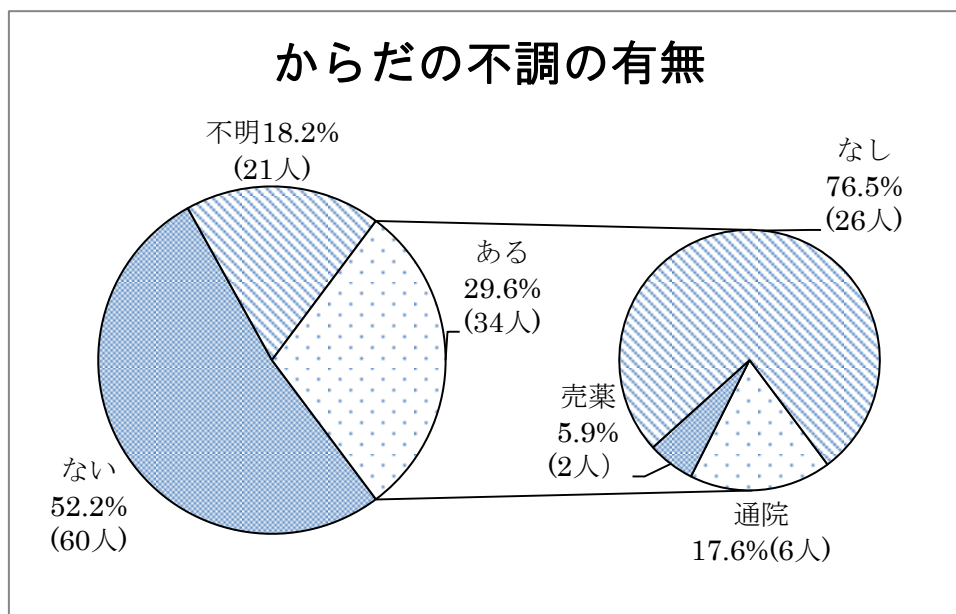
「倒産・失業」の16人、「仕事減」の10人が多くっており、主に経済的な理由によりホームレスとなった人が多いことがわかります。

「その他」では、人間関係のトラブル等がありました。



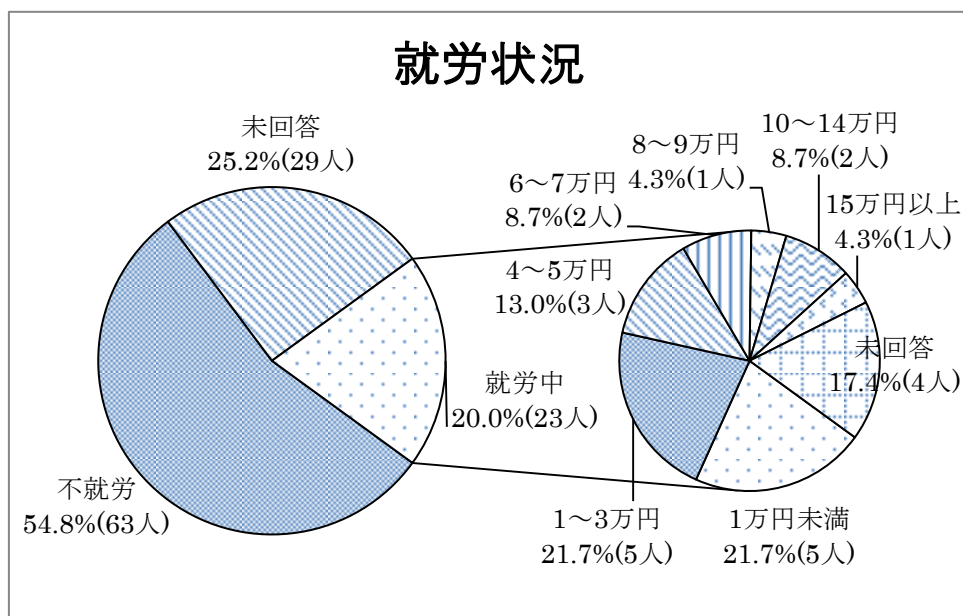
オ 健康状況

からだの不調については、「ない」が52.2%を占めています。「ある」と答えた人のうち、その対応として、「なにもしていない」が76.5%を占めています。



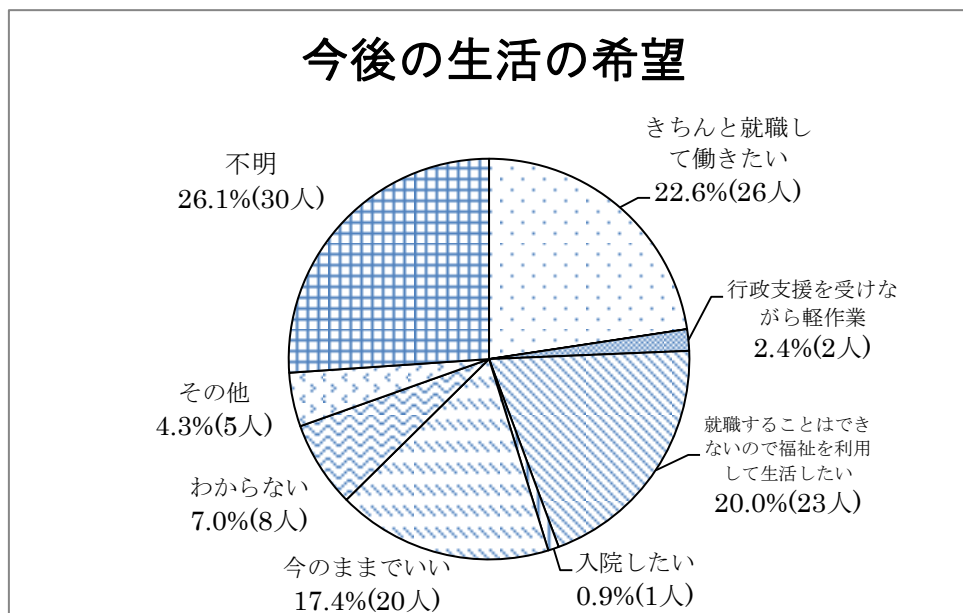
カ 就労状況

「就労中」が20.0%となっており、就労している人の就労収入（月額）は、「1万円未満」、「1～3万円」が21.7%と最も多くなっています。



キ 今後の生活の希望

「就職して働きたい」が22.6%と最も多くなっています。一方、「就職することはできないので福祉を利用して生活したい」が20.0%と1／5を占めています。



第3章 ホームレス施策の実施状況と評価

1 実施計画における取り組みと評価

本市においては、平成23年4月に「千葉県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスの自立の支援策について、保健・福祉、住宅・就労等、様々な分野にわたり、相互の連携を図りながら総合的な相談・支援体制の確立を図ってきました。

実施計画の計画期間におけるホームレス施策の実施状況と市の自己評価は次のとおりです。

(1) ホームレスの継続的把握

- 保健福祉センター、公園等の施設管理者及び警察等の関係機関と連携し、引き続き、年2回（夏、冬）の概数調査を行うとともに、巡回相談事業を通じてホームレスの現状の把握を行います。
- 夜間になると寝場所を求めて現れる「移動型」と呼ばれるホームレスについて、その実態を把握するため、保健福祉センター、公園等の施設管理者及び警察等の関係機関と連携し、夜間の調査方法を検討し実施します。
- 公園等の施設管理者は、その管理する施設において、普段からホームレスの状況の把握を行います。
- ホームレスに関し、住民が情報提供する場合の連絡先等について、町内自治会等を通じて、地域住民への周知を行います。

この施策では、巡回相談事業を通じて、ホームレスの継続的把握を実施しました。また、区社会援護課・千葉県社会福祉士会と連携し、千葉駅周辺の夜間巡回相談を実施しました。

【評価】

巡回相談事業を中心とした把握により、本市におけるホームレスの実態を明らかにすることができたと考えます。また、夜間巡回相談は、夜間の起居場所が把握でき、効果的であったと考えます。

一方で、山林等を起居場所とするホームレスもあり、把握が困難な事例があります。

(2) 生活に関する相談・援助等

- 巡回相談事業において、個々のホームレスごとに対応する課題等を記載した個別表を作成し、継続的な生活相談を行うことにより、生活状況や今後の希望を把握した上で、必要に応じ関係機関と連携し、個別的に援助内容を検討します。
- 夜間になると寝場所を求めて現れる「移動型」と呼ばれるホームレスについて、その実態を把握するため、保健福祉センター、公園等の施設管理者及び警察等の関係機関と連携し、夜間の巡回相談方法を検討し実施します。
- 公園等の施設管理者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることにより、適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、ホームレスの自立の支援施策との連携を図りながら、障害となる占用物件があるときは、必要に応じて撤去指導等を行います。

この施策では、巡回相談事業を通じて、個々のホームレスごとに個別表を作成の上、過去の対応歴を踏まえた継続的な生活相談を実施しました。

また、公園等の施設管理者は、関係機関との連携を図りながら、障害となる占用物件があるときは、適宜、撤去指導等を行いました。

【評価】

ホームレスに対して、生活に関する相談・援助を継続的に実施したことで、個々のホームレスの実態把握を行うとともに、ホームレスとの信頼関係の構築にもつながったと考えます。

一方で、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対する相談・援助体制を構築する必要があると考えます。

(3) 安定した居住の場所の確保

- 自立の意思があり、アパート等での生活を希望するホームレスに対し、巡回相談事業を通じて、アパート等へ入居できるよう支援を行います。
- 自立の意思があり、アパート等での生活を希望するホームレスのうち、障害等を抱え、単身生活が困難と思われる人等について、巡回相談事業を通じて、保健福祉センター等の関係機関と連携し、入居（所）先を確保できるよう支援を行います。
- 巡回相談事業において、アパート等への入居の支援を行うため、ホームレスに対する不動産会社（大家）の理解を図るとともに、保証人が不要なアパート等の情報を収集し、ホームレスに対しその情報の提供を行います。また、市営住宅等の活用方法等についても検討します。
- 民間賃貸住宅にかかわる団体が実施する研修等の場において、法の趣旨等の周知を行い、ホームレス問題に関する啓発活動に努めます。
- ホームレスがアパート等へ入居した後についても、巡回相談員やケースワーカーによる訪問面接を行い、社会生活復帰のための生活上の相談などに応じ、再びホームレス状態に陥らないよう支援を行います。

この施策では、巡回相談事業を通じて、保健福祉センター等の関係機関と連携し、アパート等へ入居できるよう支援しました。

一方、市営住宅の活用方法を検討しましたが、申込資格等の課題があり、具体的な方法を見出すことはできませんでした。

【評価】

アパート等に入居できる事例がある一方、不動産会社の理解や保証人の問題等の課題が依然として残っていると考えます。市営住宅については、申込資格の問題があるため、通常入居以外の手法を検討する必要があると考えます。

(4) 保健及び医療の確保

- 巡回相談事業等を通じて、関係機関と連携しながら、ホームレスの具体的な健康状況についての把握に努めます。
- 巡回相談事業等を通じて、精神面において心のケアが必要と思われる等の障害を抱えているホームレスに対しても、関係機関と連携しながら対応を行います。
- 巡回相談事業等を通じて、結核に罹患した疑いのある人が判明したときは、保健所等の関係機関との連携により必要な支援・措置を行うとともに、結核検診の実施方法等について検討します。
- 栄養状態や健康状態が著しく悪化した人が、医療機関に救急搬送されたときは、保健福祉センターにおいて、生活保護による適切な保護を行います。
- ホームレスの利用が可能な無料低額診療施設があるときは、巡回相談事業を通じて、ホームレスに対しその利用方法等の支援を行います。
- アパート等に入居した人については、巡回相談員やケースワーカーによる訪問面接のほか、保健福祉センター等との連携により、適切な保健衛生指導等を行うなど、健康的な自立生活に向けた支援を行います。

この施策では、巡回相談事業等を通じて、ホームレスの健康状況の聞き取りを行いました。結核に罹患した疑いのあるホームレスはいませんでした。無料低額宿泊所入所者を対象とした結核検診を実施し、結核が疑われる者には精密検査を行いました。

また、医療の必要があるホームレスが医療機関に緊急搬送され、医療費の支払いが困難な場合は、生活保護を適用しました。

【評価】

健康状況の聞き取りは概ねできていますが、聞き取りを拒否するホームレスもあり、その点は課題であると考えます。また、精神疾患が疑われるホームレスもあり、関係機関と連携し、早期に対応する必要があると考えます。

(5) 就業の機会の確保

- 巡回相談事業を通じて、就労意欲のあるホームレスに対し、千葉市ふるさとハローワークや就職サポートセンターの相談窓口の周知を行います。
- 就労意欲のあるホームレスに対し、千葉市ふるさとハローワークにおける求人情報の提供や、就職サポートセンターにおける就労支援のための労働相談、キャリアカウンセリング等の支援を行います。
- 巡回相談事業を通じて、就労意欲のあるホームレスに対し、民間によるホームレスの自立支援事業の一つである、ホームレスによる雑誌の路上販売活動における販売員募集の情報提供等を行います。
- ホームレスの雇用の促進を図るため、事業主等に対して、ホームレス問題に関する啓発活動に努めるとともに、早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業等の実施や、職業能力の開発や向上についても理解を求めています。

この施策では、巡回相談事業を通じて、就職に関する各種相談窓口を周知するとともに、実施計画期間内に、千葉市ふるさとハローワーク（緑区）や千葉市自立就労・サポートセンター（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区）を設置し、市内求職者に対する就労支援及び生活相談体制を強化しました。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、就労訓練事業への参入を呼びかけ、職業体験等の受け入れについて理解を求めました。

【評価】

ハローワーク等の関係機関と雇用労働における連携強化が図られていると考えます。就業の機会をさらに確保していくためには、新たな事業主の開拓を推進していく必要があると考えます。

(6) 緊急的援助

- 巡回相談事業を通じて、万一の場合に備え、あらかじめ緊急の場合の連絡先をホームレスに伝えておく等の対応を行います。
- 食料の確保が不十分な人へは、巡回相談時に非常食を配付するなどの支援を行います。
- 巡回相談や公園等の施設管理者及び市民からの通報により、栄養状態や健康状態が悪化している人を発見し、緊急を要する場合は、医療機関への入院等の対応を行います。
- 保健福祉センターは、栄養状態や健康状態が悪化している人が、医療機関に入院等となったときは、生活保護による適切な保護を行います。
また、治療後に再びホームレス状態に陥ることのないよう、関係機関と連携して、自立の支援を行います。
- 台風・大雨等の災害が予測されるときは、巡回相談等により河川等に起居するホームレスに対し、危険性の周知を行い、避難等を促します。
- 台風・大雨等の後、巡回相談等により河川等に起居するホームレスの被害の確認を行うなどの必要な措置を講じます。
- 巡回相談等により、緊急を要する被害を受けたホームレスを発見したときは、関係機関と連携し、医療機関への入院等の対応を行います。
- 平常時から、ホームレスが起居する公共施設管理者と情報共有を行い、災害時の相互の連携・連絡体制の整備を行います。

この施策では、巡回相談事業等を通じて、緊急を要する状態のホームレスを発見した場合は、救急車を要請するとともに、生活保護の適用等について保健福祉センターと連携して対応しました。

また、洪水等の災害が予測される場合は、河川等に起居するホームレスに対し、事前に危険性の周知を行い、注意を促しました。その結果、緊急を要する被害を受けたホームレスはいませんでした。

【評価】

巡回相談時には緊急を要しなかったものの、その後、周知した緊急連絡先に連絡があり、支援を実施した事例があったことから、効果があったものと考えています。今後も、緊急的援助を要するホームレスに対して、迅速に対応する必要があると考えます。

(7) 緊急一時宿泊事業（シェルター）

- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人などへの対応として、簡易宿泊所や終夜営業店舗等において、各種雇用施策、生活資金の貸付制度や生活保護制度等に関する情報の提供に努めます。
また、それらの店舗等において、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのあると思われる人が確認された時は、店舗等からの情報提供を求め、その実態把握に努めます。
- 厳しい雇用情勢等により、離職等で住宅を喪失又は喪失するおそれのある人などに対する対策として、必要に応じて、居室と食事等の提供を目的とした、一時的な宿泊施設（シェルター）の確保を検討します。
- 一時的な宿泊施設（シェルター）の確保にあたっては、入所者の定期的な健康管理、入浴指導等の日常生活管理及び入所者が退所後に安定的な生活が送れるよう生活相談の実施についても検討します。

この施策では、終夜営業店舗（インターネットカフェ）に、ホームレスを含めた生活困窮者の相談窓口を周知するカードを配架し、情報提供に努めました。

一時的な宿泊施設（シェルター）については、市として確保することを検討しましたが、確保には至りませんでした。一方、民間団体が運営するシェルターとの連携が行われた事例があり、一時的な宿泊施設（シェルター）に一定の需要があると確認しました。

【評価】

一時的な宿泊施設（シェルター）は、生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業に位置づけられ、一定の需要があることから、今後も設置に向けた検討をする必要があります。

(8) ホームレスの人権の擁護

- ボランティア団体等が行う炊き出しや相談会のほか、町内自治会や民生委員等の地域で活動されている方々の研修会等を通じて、地域住民へのホームレスの人権の啓発に努め、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。
- 一時的な宿泊施設（シェルター）や無料低額宿泊所等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳が十分に確保されるように努めます。

この施策では、民生委員研修会等を通じて、ホームレスを含めた生活困窮者の人権の啓発に努め、ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図りました。

無料低額宿泊所については、実地調査やケースワークにより、入居者の人権の尊重と尊厳が十分に確保されるように努めました。

【評価】

様々な機会啓発を行い、周知ができたと考えます。今後も、ホームレスの人権の擁護をさらに推進する必要があると考えます。

(9) 無料低額宿泊所への対応

- 現状を総合的に勘案すると、無料低額宿泊所については、市内においてすでに十分な数が存在しており、当面、新たな施設は必要ないものと考えられるため、引き続き、新たな届出は受理しないこととします。
- 市内の全無料低額宿泊所に対し、実地調査を行い、適切な施設運営や自立支援の取り組みについて指導を行います。
- 無料低額宿泊所への実地調査は、建築部門、消防部門との合同により行います。
- 入所者の実態把握を行い、できるだけ利用期間が長期化にならないよう、その解消に向け取り組んでいきます。

ア 無料低額宿泊所の状況

ホームレスの居場所の一つとして、無料低額宿泊所を利用する場合があります。「無料低額宿泊事業」とは、社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つであり、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業です。

事業主体（事業者）についての制限はなく、事業開始から1か月以内に都道府県知事（指定都市・中核市にあっては市長）に届出を提出することと定められています。

本市においては、平成22年8月末時点では、17施設、定員1,000人、利用者数983人のうち千葉市での生活保護受給者数は922人（約94%）となっていたものが、平成27年5月1日現在では15施設、定員978人、利用者数969人、うち千葉市での生活保護受給者数937人（約97%）となっており、施設数、定員数、利用者数が減少する中で、生活保護受給者数・率が増加しています。

利用者の年齢構成をみると、「50～59歳」が20%、「60～64歳」が22%と、就労可能な年齢の人がみられる一方、「65歳以上」の高齢者が42%となっており、施設利用者の高齢化がみられます。

また、利用者の利用期間をみると、「2年以上」が66%、「1年以上2年未満」が11%、「6か月以上1年未満」が9%となっており、依然として施設利用の長期化が進んでいることがうかがえます。

さらに、無届の無料低額宿泊所が、平成23年から27年の5年間で、施設数が30%増、入所している被保護者数が50%増となっており、無届施設数及びその入所者数が増えていることがわかります。

表 4－1 【市内の無料低額宿泊所の推移】

年 度	事業者数	施設数	定員（人）
平成 1 3 年度	2	3	1 2 8
平成 1 4 年度	4	7	6 0 0
平成 1 5 年度	6	1 0	8 0 0
平成 1 6 年度	8	1 2	8 3 8
平成 1 7 年度	8	1 3	8 7 6
平成 1 8 年度	1 2	1 8	1, 0 5 0
平成 1 9 年度	1 2	1 8	1, 0 5 0
平成 2 0 年度	1 1	1 7	1, 0 0 0
平成 2 1 年度	1 1	1 7	1, 0 0 0
平成 2 2 年度	1 1	1 7	1, 0 0 0
平成 2 3 年度	1 1	1 7	9 9 2
平成 2 4 年度	1 1	1 7	9 9 2
平成 2 5 年度	1 1	1 7	9 8 8
平成 2 6 年度	1 0	1 6	9 7 8
平成 2 7 年度	1 0	1 5	9 7 8

※平成 1 3～2 1 年度は年度末、2 2～2 7 年度は 4 月 1 日時点
（2 7 年度は 5 月 1 日も同値）。

※平成 2 5 年 5 月に 1 事業者（1 施設）が建物消失により事業休止。

平成 2 7 年 5 月に同一事業者の 2 施設が 1 施設に統合されたため、施設数が 1 減。

※平成 2 7 年度の施設数の内訳は、中央区 4、花見川区 1、稲毛区 4、若葉区 6 施設。

表４－２【市内の無料低額宿泊所の利用者の状況】（平成２７年５月１日現在）

<年齢構成>

区 分	人数[人]	比率[%]
２９歳以下	７	１
３０～３９歳	２８	３
４０～４９歳	１０４	１１
５０～５９歳	１９６	２０
６０～６４歳	２１４	２２
６５歳以上	４２０	４２
合 計	９６９	１００

<利用期間>

区 分	人数[人]	比率[%]
１か月未満	２６	３
１か月以上３か月未満	４９	５
３か月以上６か月未満	５９	６
６か月以上１年未満	９２	９
１年以上２年未満	１０９	１１
２年以上	６３４	６６
合 計	９６９	１００

表４－３【市内の無届の無料低額宿泊所類似施設(食事付)の状況】

(毎年度４月１日現在)

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
施設数	２０	２２	２３	２５	２６
被保護者	６７１	７４０	８３４	１，０２８	１，００９

イ 無料低額宿泊所への対応

(ア) 総括

市内の無料低額宿泊所では、①入所者の利用期間が２年以上と長期にわたる人が多く、入所者の高齢化が進んでおり、②また居宅への移行や就職により退所できた人の割合は、退所者の３割程度（入所者数に占める割合は１割強）にとどまっていること等から、一時的あるいは経過的な宿泊場所の提供という無料低額宿泊事業の本来の目的を果たし切れておらず、居宅移行支援や自立支援に向けた取り組みが必ずしも十分に機能していないと言えます。

また、市内の無料低額宿泊所への入所者は、従前はホームレスが大半を占めていましたが、平成２６年６月から翌２７年５月までの間に入所した者の状況を調査したところ、ホームレスが１４４人、それ以外が２３３人（「会社寮」１１４人、「病院」３５人、「他施設」５３人、「自宅」３１人）となり、ホームレスだった人は入所者全体の３８％に過ぎなくなっています。

こうした状況から、無料低額宿泊所はホームレス以外にも多様な事情をもつ人が入所する施設となっていることがわかりますが、①無料低額宿泊所の入所者は依然としてホームレスだった人が最も多いこと、②無届の無料低額宿泊所が増加しており、こうした施設にもホームレスだった人の多くが入所していると推測されることから、今後も引き続きホームレス対策として無料低額宿泊事業者への指導を行っていくとともに、無届の無料低額宿泊所に対しても届出受理を再開し、指導を行っていく必要があります。

(イ) 法整備の必要性及び国への要望状況

無料低額宿泊所については、社会福祉法上、施設の設備や運営に関する基準が定められていなかったため、本市では、平成１３年６月に、「社会福祉法第２条第３項第８号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン」を作成し、その後、国において、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」が策定されたことを受け、ガイドラインの一部改正を行い、指導を行っています。また、平成１６年度から、社会福祉事業者に対する監査指導を通じて、毎年度、立入調査及び指導を行っているところです。

しかしながら、ガイドラインによる指導にも限界があることにより、平成１８年以降、毎年、「大都市民生主管局長会議」における要望として、無料低額宿泊所に関し、国において、施設設備及び運営に関する具体的な施設基準を定める等法的な整備を行うこと、具体的には、現行の届出制を許可制に見直すとともに、運営については金銭の自己管理を原則とする等、法的規制を強化することを求めています。

また、平成２７年７月１日付で国の指針が改正され、無料低額宿泊所の設備・運営基準が強化されましたが、法的な整備という点では未だ不十分であるため、引き続き要望していく必要があります。

(ウ) 既存施設への必要な指導の実施

市内の無料低額宿泊所に対し、毎年、建築部門、消防部門、都市計画部門との合同による立入調査及び指導を行っています。

【評価】

無届の無料低額宿泊所が増加していることから、これらに対する指導を実施し、ホームレスだった入所者の居宅移行支援や自立支援に向けた取り組みを推進していくために、届出受理の再開を検討する必要があります。

さらに、国の指針改正や届出受理の再開に対応するために、市のガイドラインを改正し、立入調査及び指導を強化していく必要があります。

また、入所者についての実態把握を引き続き行い、入所者の高齢化や利用期間の長期化等の解消に向け取り組んでいく必要があります。

最後に、今後も国に対し、法的整備についての働きかけを継続して行い、法的整備が行われるまでの間は、これまでと同様の措置を実施していく必要があると考えます。

第4章 第2次実施計画の基本的な考え方

1 基本目標

実施計画では、「ホームレスの人々が自らの意思により、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却できるようにするとともに、ホームレス状態から脱却した人が、再びホームレス状態に陥ることがないようにする。」という基本目標を定めました。

本計画では、実施計画で設定した基本目標や第3章までを踏まえ、ホームレスを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、次のとおり定めます。

ホームレスの人々が自らの意思で、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却できるようにするとともに、地域社会とのつながりを形成し、自立した生活に定着できるようにする。

2 視点

本計画における目標の達成には、実施計画における取り組みの基盤を継承するとともに、ホームレス問題を取り巻く環境の変化への柔軟な対応が必要と考え、次の視点で施策を推進します。

- 1 ホームレスが抱える複合的な課題に寄り添い、ともにその解決を目指します。
- 2 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人の早期把握に努め、積極的な支援に取り組むことで、ホームレスとなることを未然に防止します。
- 3 関係機関や民間団体等との連携をさらに強化し、チームアプローチによる支援を推進します。

3 施策の体系

上記の視点を踏まえ、以下の主な取り組みを施策の中心として、ホームレスの自立の支援等を推進します。

主な取り組み

- 1 継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援
- 2 安定した住まいの確保
- 3 保健及び医療の確保
- 4 就労自立に向けた支援
- 5 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援
- 6 緊急的援助
- 7 ホームレスの人権擁護
- 8 無料低額宿泊所への対応
- 9 支援体制の構築

第5章 計画を推進する主な取り組み

1 継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援

効果的なホームレス施策の実施のため、ホームレスの実態を継続的に把握し、個々の状況に着目したきめ細かな相談・支援を行うため、次の取り組みを行います。

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を通じて、ホームレスの現状を把握するとともに、年2回（夏、冬）の概数調査を実施します。現状を把握する際は、保健福祉センター、公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携し、聞き取りを拒否するホームレス等にも粘り強く働きかけます。
- ホームレスの現状を把握する際は、個々のホームレスごとにニーズや課題を整理したシートを作成し、アセスメントを行います。その結果を踏まえ、必要に応じ公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携し、支援を希望するホームレスに対し、個別に支援を行います。
- 日中に把握が困難な「移動型」と呼ばれるホームレスについて、その実態を把握するため、夜間巡回相談を実施します。実施する際は、保健福祉センター、公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携します。
- 平常時から、ホームレスが起居する公園等の施設管理者と連携し、ホームレスの人権に配慮しながら、公共施設の適正利用の確保を図ります。
- 公園等の施設管理者は、その管理する施設において、日常の管理業務等を通じてホームレスの現状を把握します。

2 安定した住まいの確保

ホームレスが自らの意思で自立した生活を送るため、ホームレスの状態等に即した住まいを確保し、安定した生活を営むための支援として、次の取り組みを行います。

- 相談支援員等は、自らの意思でアパート等の住居で生活することを希望するホームレスが、アパート等に入居できるよう支援を行います。その際、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の対象者要件に該当する場合は、その活用を促します。
- 相談支援員等は、自らの意思でアパート等の住居で生活することを希望するホームレスのうち、心身の状況等から、単身生活が困難と思われる場合は、保健福祉センタ

一内の関係機関と連携し、入居（所）先を確保できるよう支援を行います。

- 相談支援員等は、アパート等への入居支援を行うため、低廉な家賃等のホームレスのニーズにあった情報を収集し、その情報を必要とするホームレスに提供します。
- ホームレスがアパート等へ入居した場合、継続した居宅生活を送るため、相談支援員やケースワーカーによる訪問面接を行います。訪問面接では、社会生活復帰のための生活上の相談等に応じ、再びホームレス状態に陥らないよう多面的なアフターフォローを行います。

3 保健及び医療の確保

ホームレスの健康を維持し、必要な時には医療機関を適切に受診する支援として、次の取り組みを行います。

- 相談支援員等は、保健福祉センター内の関係機関と連携しながら、ホームレスの具体的な心身の状況把握に努めます。
- 結核にり患した疑いがあるホームレスに対し、必要な措置や支援を行い、治療が継続、完遂できる環境を整えます。また、結核検診の実施方法について検討します。
- 相談支援員は、医療が必要なホームレスに対し、無料低額診療施設の活用が図られるよう周知を行います。
- アパート等に入居したホームレスに対し、相談支援員やケースワーカーによる訪問面接のほか、保健福祉センター内で連携を図り、適切な保健衛生指導等を実施し、健康的な自立生活に向けた支援を行います。

4 就労自立に向けた支援

就労に向けた取り組みを行うホームレスについて、個々の職歴やニーズ等に応じて、関係機関と連携し、安定した雇用先を確保するための支援として、次の取り組みを行います。

- 相談支援員等は、就労意欲のあるホームレスに対し、千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターの相談窓口の周知を行います。また、千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターにおける求人情報の提供や、就労中のホームレスに対し、就労定着のための労働相談等の支援を行います。

- 事業者等に対し、千葉市ふるさとハローワークの取り組みを啓発し、受け入れやハローワークの利用を促します。

5 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人について、ホームレスとなることを予防する観点から、次の取り組みを行います。

- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人（非正規雇用者等）に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を通じて、生活自立・仕事相談センターによる積極的な相談活動等を実施するとともに、各種自立支援施策の活用を促すことで、ホームレスとなることのないよう支援を行います。あわせて、市営住宅の活用方法等についても検討します。

6 緊急的援助

ホームレスのうち、栄養状態や健康状態の悪化や定まった住居を喪失する等不安定な居住環境にあることにより、緊急的な援助を必要とする場合に、次の取り組みを行います。

- 相談支援員は、あらかじめ緊急連絡先となる機関（保健福祉センター等）の情報を周知します。
- 食糧が不足しているホームレスに対し、民間支援団体と連携し、必要に応じて非常食の配付等の支援を行います。
- 相談支援員による巡回や公園等の施設管理者及び市民からの通報等により、栄養状態や健康状態が悪化しているホームレスを把握し、急迫した状態にある場合は、医療機関等への搬送を要請します。
- 相談支援員は、洪水等の災害に遭うおそれのある河川等に起居するホームレスに対し、災害が発生する前に危険性の周知を行い、必要に応じて避難等を促します。
- 災害が収束した後、相談支援員は、災害の被害が想定される河川等に起居するホームレスの被害の確認を行うとともに、被害を受けたホームレスを発見した場合は、関係機関と連携し、医療機関への入院等の必要な対応を行います。
- ホームレスが起居する公園等の施設管理者と情報共有を行い、災害時の相互の連携

- ・連絡体制の整備を行います。
- 離職等で住宅を喪失又は喪失するおそれのある人等への対策である一時的な居所の確保について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業（シェルター）の活用を検討します。

7 ホームレスの人権擁護

ホームレスが偏見・差別の対象となることの防止とその人権擁護のため、次の取り組みを行います。

- 地域住民が集う機会等を通じて、ホームレス等の人権尊重の啓発に努め、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消を目指します。
- 無料低額宿泊所については、実地調査やケースワークにより、入居者の尊厳が十分に確保されるように努めます。

8 無料低額宿泊所への対応

市内の無料低額宿泊所での居宅移行支援や自立支援に向けた取り組みが必ずしも十分に機能していないこと、無届の無料低額宿泊所類似施設が増加していること等から、入所者であるホームレスの適切な処遇及び自立促進のため、次の取り組みを行います。

- 近年、無届の無料低額宿泊所類似施設が増加しており、これらに対し、市の策定するガイドラインに沿って施設の設備及び運営について指導を行うために、無料低額宿泊事業の届出受付を平成28年度から再開することとします。
- 届出受付の再開にあたり、市の無料低額宿泊所のガイドラインを改正し、施設の運営・設備についてより厳格な指導を行います。
- 市内の全無料低額宿泊所に対し、建築部門、消防部門、都市計画部門との合同により立入調査を行い、適切な施設運営・設備について指導を行います。
- 入所者の実態把握を行い、利用期間の長期化を防ぐために、事業者に対し、生活指導や自立支援の取り組みを充実させるよう働きかけを行います。
- 今後も国に対し、法的整備についての働きかけを継続して行います。

9 支援体制の構築

ホームレスの自立の支援を推進するため、庁内外の関係機関との体制を構築するため、次の取り組みを行います。

- 本市のホームレス問題に関する共通認識を持つとともに、ホームレスの自立支援施策に連携して取り組むため、「ホームレス問題連絡会議」を設置し、本計画の実施に向けた検討等を行います。
- 本計画を推進するにあたり、国・県等の関係機関に対し、各種自立支援施策に関する情報を積極的に提供することや財政上の措置等の必要な措置を講ずることを求めます。また、社会福祉士会、社会福祉協議会、ホームレス支援団体等の民間団体と連携し、必要な取り組みを行います。
- ホームレスの自立支援施策の実施について、民間団体と協働することを検討します。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年8月7日)

(法律第105号)

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 基本方針及び実施計画（第8条・第9条）

第3章 財政上の措置等（第10条・第11条）

第4章 民間団体の能力の活用等（第12条―第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- （1）自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- （2）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解

決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

(5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して15年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

（平成 25 年 12 月 13 日）

（法律第 105 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 都道府県等による支援の実施（第 4 条－第 9 条）
- 第 3 章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条－第 19 条）
- 第 5 章 罰則（第 20 条－第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- （1）就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
- （2）生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
- （3）生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及

び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）をいう。
（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第3条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、公共職業安定所その他の職業安定機関、教育機関その他の関係機関（次項第2号において単に「関係機関」という。）との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

（1）市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

（2）関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第2章 都道府県等による支援の実施

（生活困窮者自立相談支援事業）

第4条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等

以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第5条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第2条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第6条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 生活困窮者就労準備支援事業
- (2) 生活困窮者一時生活支援事業
- (3) 生活困窮者家計相談支援事業
- (4) 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業
- (5) その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

(市等の支弁)

第7条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- (1) 第4条第1項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- (2) 第5条第1項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- (3) 前条第1項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- (4) 前条第1項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第4号及び第5号に掲げる事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第8条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- (1) 第4条第1項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- (2) 第5条第1項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

- (3) 第6条第1項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- (4) 第6条第1項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第4号及び第5号に掲げる事業の実施に要する費用
- (国の負担及び補助)

第9条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの4分の3を負担する。

- (1) 第7条の規定により市等が支弁する同条第1号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。第3号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- (2) 第7条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第2号に掲げる費用
- (3) 前条の規定により都道府県が支弁する同条第1号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
- (4) 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第2号に掲げる費用

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

- (1) 前2条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第7条第3号及び前条第3号に掲げる費用の3分の2以内
- (2) 前2条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第7条第4号及び前条第4号に掲げる費用の2分の1以内

第3章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第10条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（第15条第2項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第1項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

第4章 雑則

(雇用の機会の確保)

- 第11条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(不正利得の徴収)

- 第12条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

(受給権の保護)

- 第13条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

- 第14条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(報告等)

- 第15条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。

3 第1項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(資料の提供等)

第16条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(町村の一部事務組合等)

第17条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第18条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第19条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第5章 罰則

第20条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

第21条 第4条第3項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第15条第1項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - 2 第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第20条又は前条第2号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第3条 第10条第1項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第11条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（抜粋）

（平成27年3月23日）

（厚生労働省・国土交通省告示第1号）

第1 はじめに

（略）

第2 ホームレスに関する現状

（略）

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

（1）最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、平成24年生活実態調査においては、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成19年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

（2）総合的なホームレス施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、路上（野宿）生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

（3）地方公共団体におけるホームレス対策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い市町村においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない市

町村においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。一方、国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス対策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 生活困窮者自立支援法の施行に伴うホームレス対策の更なる推進

生活困窮者自立支援法は、恒久制度としてホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、すべての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心に包括的な支援を提供するものである。

平成24年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス対策を着実に取り組む観点から、各地域のホームレスの実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法の事業を適切に活用し、自立相談支援事業によりホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期の把握を図りつつ、必要に応じて、これ以外の一時生活支援事業等にも積極的に取り組むことによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を図り、

必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

キ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、一般就労を前に柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促す。

ク ホームレスの就業による自立を支援するためには、NPO等の民間団体との連携を図ることも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施において連携を図る。

（２）安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業を通じて就労の機会が確保されること等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このため、国、地方公共団体及び民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

ア 高齢層の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。また、地方公共団体に

において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅に関わる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体に対し、以下の事項を要請する。

（ア）自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報のホームレスへの提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

（イ）ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

（ウ）各会員に対する研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

ウ ホームレスのうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に就職活動を行うこと又は就労支援を受けることを条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活に陥ることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

（3）保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少ない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行う等、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう、福祉事務所、自立相談支援機関等と密接な連携を図りながら医療機関

への受診につなげる。さらに、このような者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 特に、結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

オ 保健所は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

（４）生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対策が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項の救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医等の専門職の活用を検討する。

ウ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

エ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じてシェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療

施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談等を実施する機関（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、生活困窮者自立支援法第2条第6項の生活困窮者家計相談支援事業（以下「家計相談支援事業」という。）を実施する機関等の紹介や具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

（5）ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレス自立支援事業は、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として一体的に実施することが可能であり、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

（ア）ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供等、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

（イ）ホームレス自立支援事業においては、個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

（ウ）ホームレス自立支援事業においては、必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

（エ）自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、その再路上化を防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるように配慮する。また、入所期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努める。

（オ）ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行う等、民間団体の活用を図る。

（カ）国は、ホームレスの自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

（キ）自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等

の社会資源を有効に活用することを検討する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスとなるに至った要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合い、さらに、社会生活への不適応、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレスの状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進める等、各種の就業対策を実施する。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労訓練事業の利用の機会の提供や多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により、就労による自立を図りながら、自立支援センターに入所していない者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により、雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ、社会との接点を確保する等、社会生活に復帰させるよう努める。

なお、現状としては、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることから、できる限り路上（野宿）生活が早期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努める。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。このほか、ホームレスの特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

(カ) 債務や滞納等を抱えているホームレスについては、家計の視点から専門的な情報

提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援など）などを行う家計相談支援事業の利用を促すものとする。

（キ）上記以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

（６）ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのあるものとしては、一般的には、現に失業状態にある者、日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともにシェルターによる当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢等の特性を踏まえ、キャリアカウンセリングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施する。

ウ 経済情勢の変化の中で、雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、シェルター等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

また、ホームレス等就業支援事業等において、安定した住居の確保のための相談支援を行う。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な相談活動を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

（７）ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化

している場合があり、このような者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

- (ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

- (イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用して適切な支援を行う。

- (ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

- (ア) ホームレスの抱える問題(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

- (イ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

- (ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、

以下の取組により推進することが必要である。

- ア ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
- イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
- ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入所する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

- ア 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

- ア パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
- イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。
- ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々

の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会及び社会福祉士会等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や施策についての情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの要望に対して、行政担当者や専門家による協議を行う等各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行う等、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

ア 近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の進行や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、このような家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという社会的孤立の問題が背景にあり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に陥ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、以下のとおり地域福祉の推進を図ることが重要である。

(ア) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

(イ) NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

(ウ) 民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

(エ) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。

イ 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に陥る者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等、様々な要因により、そのような状況に陥っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度

の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

(略)

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に係る制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、又は関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に関

し、事業の全部又は一部の委託を受ける等、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力を行うよう努めるものとする。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については以下のとおり見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、この告示の公布の日から起算して5年間とする（ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）。
- (2) 基本方針の見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (3) 基本方針の見直しに際しては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法による意見聴取手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。

（ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、

これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に際しては、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

ホームレス問題連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市内のホームレス問題について、関係部局が共通の認識を持ち、連携して取り組むため、ホームレス問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームレス対策の検討に関すること。
- (2) ホームレス問題に関する情報交換に関すること。
- (3) その他、ホームレス問題に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 連絡会議に議長を置き、保護課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

2 議長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

3 別表に掲げる職にある者は、会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、保護課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

保健福祉総務課長
地域福祉課監査指導室長
保護課長
保護課不正受給対策室長
健康企画課長
健康支援課長
保健所総務課長
経済企画課長
住宅整備課住宅管理室長
公園管理課長
維持管理課長
下水道維持課長
社会援護課長（中央区及び若葉区においては 社会援護第一課長及び社会援護第二課長）
健康課長